

# 犯罪経歴証明書の申請について

犯罪経歴証明書を取得される方へ

警察では、外国に渡航される方又は外国で一定の社会活動をされる方で、外国の公的機関（大使館・移民局等）から犯罪経歴証明書の提出を求められている方に限って、証明書を発給しています。

## 【奈良県で申請ができる方】

- ・ 奈良県内に住民登録をしている方
- ・ 日本における最終の住民登録が奈良県にあった方

## 【申請に関する注意点】

- ・ 申請の際には指紋を採取しますので、必ず**本人**がお越しください。
- ・ 証明書は **5ヶ国語**（日本語、英語、フランス語、スペイン語、ドイツ語）で併記しています。
- ・ 証明書にはパスポート番号が記載されますので、**パスポートの更新を予定**されている方は、更新手続き後に申請してください。
- ・ **恩赦を受けている場合**は、特赦状、復権状等を添えて申請時に必ず申し出て下さい。
- ・ 証明書は**封緘をした状態**で交付します。証明書に記載される内容については、警察庁のホームページ掲載「犯罪経歴証明書発給要綱」をご確認ください。
- ・ 手数料は無料です。



証明書を要求している国や要求事由によって、**必要な書類が異なる場合**や**証明書を発給できない場合**もありますので、**あらかじめお問い合わせ**ください。

電話番号：0742-23-0110（内線4664、4665）



## 【申請に必要な書類】

### 日本に居住している方

- ① パスポート（有効期限内、コピー不可）
- ② 氏名、住民登録地が確認できるもののうち、いずれか1点
  - ・ 住民票（発行から6か月以内のもの）
  - ・ 運転免許証
  - ・ 個人番号（マイナンバー）カード（通知カードは不可）
  - ・ 在留カード、特別永住者証明書または外国人登録証
- ③ 証明書の発給を必要としている事実が確認できる書類（※1、※2 下記参照）

## 外国に居住している方

- ① パスポート（有効期限内、コピー不可）
- ② 現住所（外国の住所）を確認できる書類  
例：在外公館発行の在留証明書、外国の運転免許証、公共料金支払書、本人あての郵便物等
- ③ 住民票の除票または戸籍の附票（発行から6か月以内のもの）
- ④ 証明書の発給を必要としている事実が確認できる書類（※1、※2 下記参照）

（※1）証明書の発給を必要としている事実が確認できる書類とは…

本人の氏名が記載されている大使館等からの要求文書、必要事項が記入されたビザの申請書、出張命令書、雇用契約書、採用通知書、入学許可書など。

（※2）書類を電子データでお持ちの場合は、**必ず印刷したものをご用意ください**。パソコンやスマートフォン等の画面を提示していただいても、申請を受理することができません。

## 【証明書の交付】

- ・ 申請日からおおむね**10日間**かかります。（年末年始等の長期休暇をはさむ期間はさらに日数を要する場合があります。）
- ・ 証明書は申請者ご本人に直接交付します。（**郵送はできません**。）
- ・ ご本人が受領できない場合は、代理人による受領が可能です。代理受領を希望される方は申請時にお申し出ください。

## 【申請の受付時間・場所】

### 受付時間

月曜日から金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）

**午前8時30分から午後0時00分まで**

**午後1時00分から午後4時00分まで**

（※予約不要、手続きには20分程かかります。）

### 受付場所

奈良県警察本部2階 鑑識課（奈良市登大路町80番地）

電話番号：0742-23-0110（内線4664，4665）

**※警察署では申請できません。**

**※必ず警察本部1階受付にて入庁手続きをすまされてからお越しください。**

## 【日本国外での申請】

- ・ 現在、日本国外に居住している場合は、**居住している国の日本大使館や総領事館等で申請することができます**。申請方法は、当該在外公館にお問い合わせください。

**※日本国外で申請した後に日本で同じ申請を二重にすることはできません。**

